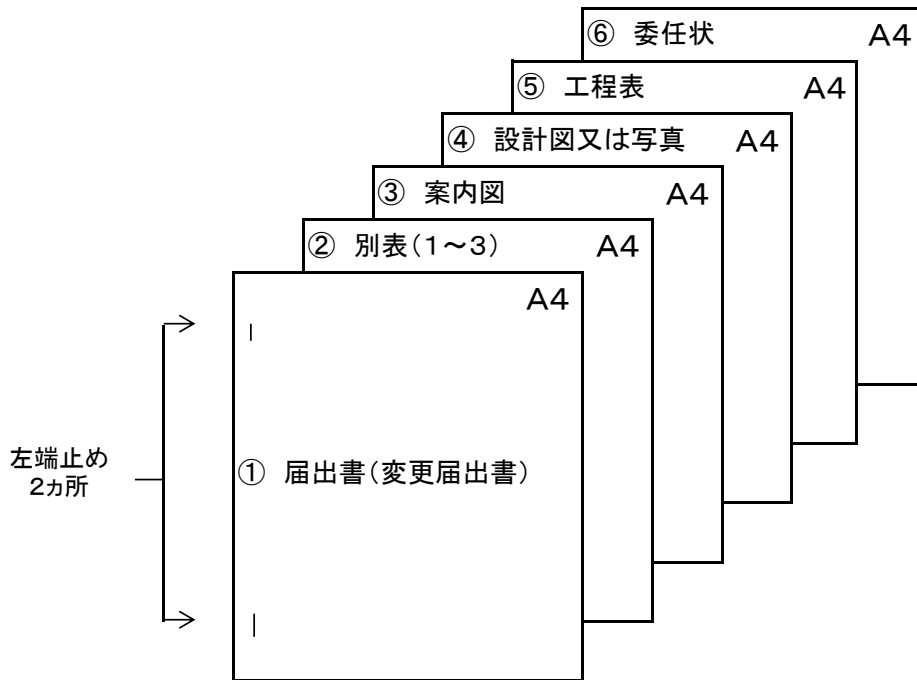


届出書(変更届出書)の綴り方

- ・ 正副1部ずつ提出してください。(工事着手の7日前までに提出して下さい。)



①届出書 様式第一号

②別表(分別解体等の計画等)

別表は以下のa~cのうち、工事の種類により該当するものを添付して下さい。

- a. 建築物に係る解体工事 別表 1
- b. 建築物に係る新築・増築、修繕工事等 別表 2
- c. 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 別表 3

③案内図

当該建設工事を含む地域の地図等に、施工場所を朱色で着色して、工事場所と明示したもの。

注) HP(googleマップ等)からの出力や住宅地図等のコピーは著作権に抵触しますので、千葉市都市図(千葉中央コミュニティセンター2階市政情報室において1枚10円で販売)をご利用ください。

④設計図又は写真は、工事の種類により下記のとおりです。

- 1) 建築物の解体工事の場合は、配置図、平面図及び立面図等又は全体的な外観写真(カラー)。
- 2) 新築工事又は増築工事の場合は、配置図、平面図及び立面図等
- 3) 建築物の修繕及び模様替え工事の場合は、その修繕及び模様替え部分を示せる配置図、平面図、立面図又はその修繕及び模様替え部分の写真(カラー)。
- 4) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事の場合は、工事部分の入った設計図又は写真
- 5) 建築物が2棟以上ある場合は、各棟ごとの写真又は設計図及び各棟の面積表等を添付して下さい。
※なお、各図面には縮尺が入っていることが望ましい。

⑤工程表

届出書の様式では工程に関する記述スペースが狭いため、工程表を添付して下さい。

⑥委任状

委任状は、代理人が届出する場合に必要です。

※ 届出書等は原則として発注者が提出するものとします。

※ 平成18年2月から、千葉県内においては建設発生木材の処理方法を明記した契約書等の写しを添付していただくこととしております。